

論文式試験問題集
[法律実務基礎科目（民事・刑事）]

〔民 事〕

司法試験予備試験用法文を適宜参照して、以下の各設問に答えなさい。

〔設問 1〕

弁護士Pは、Xから次のような相談を受けた。

【Xの相談内容】

「1 私は、母であるAと父であるBとの一人息子です。Aは令和6年3月25日に亡くなり、Bは平成25年10月1日に亡くなりました。Yは、Aの弟です。

私は、大学に進学してから実家を出ています。Aは、Bが亡くなった後、A宅のある土地（以下「甲土地」という。）とその東側に隣接する土地（以下「本件土地」という。）を相続し、一人暮らしをしていました。

Aが所有していた本件土地の東隣には、Y宅のある土地（以下「乙土地」という。）があります。本件土地は、甲土地と乙土地の間に挟まれており、位置関係としては、本件土地の西隣に甲土地が、本件土地の東隣に乙土地があります。本件土地は、東西に約5m、南北に約50mの細長い土地で、甲土地や乙土地の通路として使用することができます。

Yは、Y宅でYの妻と生活していましたが、令和5年7月25日からはYの息子であるCともY宅で同居しています。AとYは、家族ぐるみで親戚付き合いをしていました。

2 私は、令和6年4月になって、Yから、本件土地を代物弁済によってAから譲渡されたと聞き、本件土地の登記を確認したところ、別紙登記目録（省略）記載の代物弁済を原因とするYへの所有権移転登記（以下「本件登記」という。）がなされており、また、Yが本件土地の西側（甲土地との境界上）に柵（以下「本件柵」という。）を設置し、本件土地を乙土地の通路として占有使用していることを知りました。

3 私は、Yに抗議しましたが、Yは、Aとの間で、令和5年1月26日にYのAに対する貸金20万円の弁済に代えてYが本件土地を取得する合意をし（以下「本件代物弁済契約」という。）、別紙の代物弁済契約書（以下「本件契約書」という。）を作成したとしてこれに応じません。また、Yは、将来の相続を考慮し、令和7年中には、Cに対し、乙土地と本件土地を生前贈与すると述べています。

そこで、私は、Yに対し、本件登記の抹消と本件土地の明渡しを求めたいと思います。」

弁護士Pは、令和7年4月5日、【Xの相談内容】を前提に、Xの訴訟代理人として、Yに対し、Xの希望する本件登記の抹消と本件土地の返還を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起することとした。

以上を前提に、以下の各問いに答えなさい（なお、本件訴訟において、Yが【Xの相談内容】3項に記載された事前交渉時のYの言い分のとおり主張をしたことを前提とすること。）。

- (1) 弁護士Pが、本件訴訟において、Xの希望を実現するために選択すると考えられる訴訟物及びその個数を記載しなさい。なお、訴訟物が複数ある場合は、併合態様についても記載しなさい。
- (2) 弁護士Pが、本件訴訟の訴状（以下「本件訴状」という。）において記載すべき請求の趣旨（民事訴訟法第134条第2項第2号）を記載しなさい。なお、付随的申立てについては、考慮する必要がない。
- (3) 弁護士Pが、本件訴状において記載すべき請求を理由づける事実（民事訴訟規則第53条第1

項。以下同じ。)を記載しなさい。なお、訴訟物が複数ある場合は、【見出しの例】のとおり、訴訟物ごとに分けて記載し、対応する訴訟物を明示すること。

また、いわゆるよって書き(請求原因の最後のまとめとして、訴訟物を明示するとともに、請求の趣旨と請求原因の記載との結びつきを明らかにするもの)は記載しないこと。

【見出しの例】：「請求原因1(消費貸借契約に基づく貸金返還請求権)」 「請求原因2：(準消費貸借契約に基づく貸金返還請求権)」など

- (4) 弁護士Pは、本件訴訟に先立って、XのYに対する請求権の実現を保全するために民事保全命令の申立てを行うこととした。弁護士Pが申立てを検討すべき民事保全命令を全て挙げ、その保全の必要性の要件について記載した上で、本件で保全の必要性が認められることについてどのような主張をすべきかを簡潔に記載しなさい。

〔設問2〕

弁護士Qは、本件訴状の送達を受けたYから次のような相談を受けた。

【Yの相談内容】

「私の息子であるCがY宅に戻ってくることになりました。私は、乙土地の西側にある、雑草の生えた空き地である本件土地を通路として使用するため、取得しようと考え、令和4年11月、Aに相談しました。

Aは、本件土地を日常的に通路として使用しているが、値段にはこだわらないと述べました。私は、Cが、令和2年5月1日、Aに対し、生活費として20万円を貸し付けていたこと(以下「本件貸金債権」という。)を思い出し、Cから本件貸金債権を譲り受け、その弁済に代えて本件土地をAから譲り受けることにしました。そこで、私は、令和5年1月25日、Cから本件貸金債権を無償で譲り受けました。また、Cは、同日、Aに電話し、Cが私に本件貸金債権を譲渡したことを通知しました。

その上で、私は、令和5年1月26日、Aとの間で、本件貸金債権の弁済に関し本件代物弁済契約を締結しました。私は、本件土地の所有権移転登記を了し、また、本件土地の西側に本件柵を設置して乙土地の通路として使用し始め、現在、本件土地を占有しています。

Cは、令和5年7月25日にY宅に戻って、私と私の妻と同居しています。

令和5年2月13日に本件土地について代物弁済を原因とする所有権移転登記手続を経ており、本件土地の所有者は私です。本件登記は、本件代物弁済契約に基づくものであり、私には本件登記を保持する権原があります。」

弁護士Qは、【Yの相談内容】を前提に、Yの訴訟代理人として、本件訴訟の答弁書(以下「本件答弁書」という。)を作成した。その際、弁護士Qは、【Yの相談内容】を踏まえて、抗弁を主張することとした。

【Yの相談内容】について、抗弁として記載すべき具体的事実(要件事実)を記載しなさい。なお、【見出しの例】のとおり、主張内容を簡潔に示した見出し(他の主張との違いが分かるような具体的なもの)を付け、請求原因が複数ある場合は攻撃防御の対象となる主張を明記すること。また、【見出しの例】のとおり、抗弁として記載すべき具体的事実(要件事実)が共通する場合、まとめて記載してよい。

【見出しの例】：「抗弁1：免除(請求原因1・2に対し)」 「抗弁2：消滅時効(請求原因1に対し)」など

〔設問3〕

本件答弁書を受け取った弁護士Pは、Xに事実関係を確認した。Xから聴取した内容は以下のと

おりである。

【Xからの聴取内容】

- 「1 Aがわずか20万円の本件貸金債権の弁済に代えて時価50万円の本件土地を譲渡するはずがありません。
- 2 AがCから令和2年5月1日に20万円を借りたことは間違いありません。私は、令和3年4月にそのことをCから聞いた際、同年1月15日に、私が所有していたパソコン1台をCに対して代金20万円で売却して引き渡したものの、代金をCから受領していないことを思い出しました。そこで、私は、Aには伝えないまま、Cに対し、令和3年4月10日、上記代金債権をもって、CのAに対する20万円の本件貸金債権と相殺する旨を電子メールで伝えました。したがって、本件代物弁済契約締結当時、上記のとおり相殺したことで本件貸金債権は存在していなかったことになります。
- 3 その後、Cは、令和4年3月になって、私に対し、パソコンは無償で譲り受けたものなのだから、上記の相殺は納得ができないと言い始めました。私は、言いがかりだと思いましたが、従兄弟であるCと事を荒立てたくはありませんでした。そこで、私は、Aには内密にAに代わって、令和4年3月7日、Cに対して20万円を弁済しました（以下「本件弁済」という。）。弁済することは、Aの意思にもCの意思にも反しなかったはずです。私が有効な弁済をしたことは、Yも知っていたはずです。そうすると、本件弁済によって本件貸金債権は消滅していたことから、本件代物弁済契約は無効となるはずです。また、Yは、実際には本件弁済によって本件貸金債権は存在していないにもかかわらず、これがあるかのように装って、Aを騙して本件代物弁済契約を締結させたのですから、詐欺に当たり、私は、仮に本件代物弁済契約が締結されていたとしても、本件代物弁済契約を取り消したいと思いました。そこで、私は、令和6年4月10日、Yに電話し、本件弁済によって本件貸金債権は消滅していたにもかかわらず、Aを欺罔して本件代物弁済契約を締結させたことは詐欺に当たることから、本件代物弁済契約を取り消す旨を伝えました。
- 4 さらに、仮に本件代物弁済契約が有効であるとしても、Aは、Cが実家に戻ってYと同居することから本件土地を手放したと思います。そこで、AとYは、Cが令和5年中にYとY宅で同居を開始することを、本件土地を譲渡する条件とする合意をしていたと思います。」

弁護士Pは、【Xからの聴取内容】を前提に、Xの訴訟代理人として、本件訴訟の準備書面（以下「本件準備書面」という。）を作成した。

その際、弁護士Pは、【Xからの聴取内容】を踏まえて、再抗弁を主張することとした。

- (1) 【Xからの聴取内容】2項の下線部について、再抗弁として主張するか否かの結論を記載しなさい。その上で、再抗弁として主張する場合には、再抗弁として記載すべき具体的事実（要件事実）を記載し、主張しない場合はその理由を記載しなさい。
- (2) 【Xからの聴取内容】4項について、再抗弁として記載すべき具体的事実（要件事実）を記載しなさい。なお、後記(3)アのとおり、裁判官は、争点整理の結果、上記の具体的事実（要件事実）は審理する必要がないと判断したが、本問の回答に当たっては、この点は考慮する必要はない。
- (3) 本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、本件訴状、本件答弁書及び本件準備書面が陳述された。
ア 裁判官は、設問1【Xの相談内容】を含む本件訴状におけるXの主張を検討し、(2)の事実は審理する必要がないと判断した。攻撃防御方法としての位置付けを踏まえながら、その理由を記載しなさい。

イ Yは、本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、本件弁済がされたことは否認するが、仮に本件弁済がされたと認められた場合、本件弁済がAの意思やCの意思に反するなどの本件弁済の効力を争う主張はしないと発言した。裁判官は、当該発言を踏まえ、【Xからの聴取内容】3項の下線部について、再抗弁として主張させる必要がないと判断した。攻撃防御方法としての位置付けを踏まえながら、その理由を記載しなさい。

〔設問4〕

第1回口頭弁論期日において、弁護士Qは、本件代物弁済契約の締結を裏付ける証拠として、本件契約書（なお、押印部分以外は全てパソコンで作成されている。）を、「A」作成部分の作成者をAとして提出し、書証（乙第1号証）として取り調べられた。これに対し、弁護士Pは、同期日において、本件契約書のうちA作成部分の成立を否認し、A名下の印影がAの印章によることは認めた。

第2回口頭弁論期日において、XとYの各本人尋問が実施され、Xは【Xの供述内容】のとおり、Yは【Yの供述内容】のとおり、それぞれ供述した（それ以外の者の尋問は実施されていない。）。

なお、【Xの供述内容】及び【Yの供述内容】のうち下線部については該当する以下の書証が提出されて取り調べられており、その成立に争いがない。

令和6年4月時点で本件土地の時価が50万円である旨が記載された不動産鑑定士作成の不動産鑑定書（甲第1号証）

令和5年2月10日にAとYが立ち会い、AとYが甲土地と本件土地との境界を確認したことが記載された同日付けの土地家屋調査士作成の境界確認書（乙第2号証）

令和5年1月26日付けで発行されたAの印鑑登録証明書（乙第3号証）

令和5年1月20日付けで作成されたAと工事業者である株式会社Dとの間の請負工事契約書（以下「別件請負契約書」という。）（乙第4号証）

【Xの供述内容】

- 1 Aは、本件土地を北側にある県道への通路として、日常的に使用していました。私がAを相続したことから、甲土地と本件土地を第三者に売却しようと、不動産鑑定士に鑑定を依頼したところ、本件土地の時価は50万円でした。Aがわずか20万円の本件貸金債権の弁済に代えてYに本件土地を譲渡するはずがありません。
- 2 本件土地の草むしりなどの管理は、Y夫婦が行っていたと聞いています。
- 3 Yは、Aが自宅を修繕するために工事業者を呼んで契約を締結する際、Aから実印を預かって、Aの代わりに、別件請負契約書に押印しました。Yは、このときAから預かった実印を、Aの許可なく使用して、本件契約書に押印したのだと思います。
- 4 なお、Aは、令和5年1月当時、手が不自由で署名はできませんでした。

【Yの供述内容】

- 1 Aと私は、姉弟であり、隣に住んでいました。
- 2 本件土地は、乙土地の西側に存在する、東西に約5m、南北に約50mの細長い土地で、雑草が生えている空き地です。本件土地は、夏場はすぐに雑草が生えて虫が湧いてくるため、近所から苦情が寄せられないよう、夏場は月に1回は除草などをしなければなりませんが、A一人ではできないため、私や私の妻が手伝っていました。Aは、本件土地の管理に困っていたため、私が本件土地を20万円の対価で取得することに賛成していました。
- 3 私は、本件契約書のうち押印部分を除いてパソコンで作成し、令和5年1月26日の朝、A宅を訪問してAに書類の内容を説明し、押印した本件契約書を、Aの印鑑登録証明書とと

もに私の自宅に届けるよう伝えました。

私は、同日の夕方、私の自宅の郵便受けを確認すると、A名下にAの印影がある本件契約書と同日付けで発行されたAの印鑑登録証明書が入っていました。本件契約書のAの印影は、Aの印鑑登録証明書の印影と一致しています。なお、本件契約書にはAの署名はなく、記名がされていますが、これは、当時、Aは手が不自由で字がうまく書けなかったためです。

4 私は、令和5年2月20日、本件土地の西側（甲土地との境界上）に本件柵を設置し、本件土地を通路として日常的に使用し始めました。本件柵を設置するに先立って、令和5年2月10日、土地家屋調査士に依頼し、甲土地と本件土地との境界を確定することにし、私とAが立ち会って、甲土地と本件土地の境界を確認しました。

5 私は、Aが自宅を修繕するために工事業者と請負契約を令和5年1月20日に締結する際、Aに頼まれて、同日、Aの実印を預かり、別件請負契約書に押印したことはありますが、すぐにAへ返却しており、Aの実印を勝手に使用したことなどありません。また、別件請負契約書のA名下のAの印影と、本件契約書のA名下のAの印影とは一致していません。Aは、私に対し、令和5年1月22日に古い実印の印鑑登録を廃止し、新しい実印の印鑑登録をしたと話していました。

以上を前提に、以下の問いに答えなさい。

弁護士Qは、本件訴訟の第3回口頭弁論期日までに、準備書面を提出することを予定している。その準備書面において、弁護士Qは、前記の提出された書証並びに前記【Xの供述内容】及び【Yの供述内容】と同内容のX及びYの本人尋問における供述に基づいて、本件代物弁済契約が締結された事実が認められることにつき、主張を展開したいと考えている（なお、Xが令和3年1月15日、パソコン1台をCに代金20万円で売った事実、Xが令和4年3月7日、Cに対して20万円を弁済した本件弁済の事実はいずれも立証されていないものとする。）。弁護士Qにおいて、上記準備書面に記載すべき内容を、提出された書証や両者の供述から認定することができる事実を踏まえて、答案用紙1ページ以内で記載しなさい。なお、記載に際しては、本件契約書のA作成部分の成立の真正に関する争いについても言及すること。

〔設問5〕

裁判官は、第2回口頭弁論期日において、弁護士Qに対し、準備書面の提出をすべき期間を定めた。その法的根拠と目的を簡潔に記載しなさい。

(別紙)

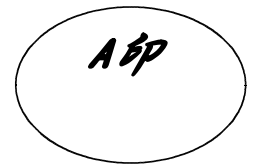
(注) 押印部分以外は全てパソコンで作成されている。

代物弁済契約書

AとYは、YのAに対する20万円の貸金の弁済に代えて、AはYに本件土地を譲渡することに合意致しました。

令和5年1月26日

A



Y



[刑 事]

次の【事例】を読んで、後記の設問に答えなさい。

【事例】

- 1 A1（21歳）は、令和7年3月10日、高額報酬のアルバイトを探そうと考え、不特定多数の者が投稿できるソーシャルネットワークサービス（SNS）で「高額」「短期」「アルバイト」などと検索したところ、「短期間で大金稼げるバイトあります。」との投稿を見つけ、当該投稿をしたアカウントに対し、当該アルバイトに関心がある旨のSNSのダイレクトメッセージ（以下「DM」という。）を送った。

A1は、同月11日、氏名不詳者からのDMでの返信により、アルバイトの概要として、「指定された場所に行って荷物を受け取る仕事。」「1回につき10万円の報酬を渡す。」「詳しい内容は仕事を引き受けたら話す。」との説明を受け、DMで引き受けると回答したところ、さらに、氏名不詳者からのDMにより、「荷物を受け取る際には『息子さんの代わりに受け取りに来た部下の者です。』と言うように。」「仕事がある日はスーツ、革靴を着用するように。」との指示を受けた。

A1は、氏名不詳者にDMで、「逮捕されることはないか。」と尋ねたが、氏名不詳者からのDMで、「心配ない。」「違法ではない。」と返信があったため、それ以上確認することなく氏名不詳者の指示に従うこととした。

- 2 V（70歳、女性）は、甲県乙市に単身居住していたところ、同月12日午後1時頃、Vの息子Wの上司を名のる者から電話を受け、「Wさんが仕事に必要な現金200万円入りのバッグを紛失してしまったんです。」「取引に直ちに必要な現金なので支払えないと大変なことになってしまいます。一旦立て替えてくれませんか。」と言われた。

Vは、これを信じ、銀行から現金を引き出して立て替える旨返事をしたところ、上司を名のる者は、「Wさんの部下が取りに行くので現金を封筒に入れて渡してください。」と伝えた。

- 3 A1は、その頃、氏名不詳者から、SNSの通話機能で、荷物の受取場所であるV方の住所及び同所では高齢女性が待っていることを伝えられるとともに、同女に対してその息子Wの部下を名のるよう指示された。A1は、氏名不詳者の指示どおりスーツ等を着用して、自宅付近の駅からV方最寄りの丙駅（V方から約1.5キロメートル）まで電車で移動し、丙駅からV方前までタクシーで移動した。

A1は、Wとは何の面識もなかったが、同日午後3時頃、V方において、Vに対し、Wの部下であると告げ、Vから、「息子がお世話になっています。」「お名前を伺ってもよいですか。」などと言われたため、A1自身の名字を答え、Vが直前に銀行から引き出していた現金200万円在中の現金用封筒（「B銀行」と表面に大きく印字されたもの。以下「本件封筒」という。）を受け取り、V方を立ち去った。

- 4 その後、Vは、Wと連絡を取って詐欺被害に遭ったことに気づき、110番通報し、V方を訪れた警察官に対し、本件封筒を渡した相手の容姿等の特徴を説明した。

乙市を管轄する乙警察署の司法警察員K1は、同日午後4時頃、丙駅において、Vの説明した特徴と一致するA1を発見し、職務質問の上、所持品検査をした結果、A1の上着のポケットから交通系ICカード、タクシーの領収証とともにV方の住所が記載されたメモが発見されたため、A1を乙警察署に任意同行した。

A1は、司法警察員K1に対し、「V方に行ったことはない。」と供述したものの、VにA1の容姿や服装を確認させたところ、本件封筒を渡した相手とよく似ていると思う旨供述したため、司法警察員K1は、A1をVに対する詐欺の被疑事実で緊急逮捕した。

- 5 同月14日、A1は、詐欺の送致事実により甲地方検察庁検察官に送致され、検察官Pによる弁解録取時も「V方に行ったことはない。」旨供述し、同日中に勾留された。

①検察官Pは、司法警察員K1に対し、前記交通系ICカード及びタクシーの領収証につき、A1の移動状況を解明するため所要の捜査を行うよう指示した。

その結果、前記3のA1の移動経路が判明し、さらに、A1所持のスマートフォンを解析した結果、前記1に記載した各DM（以下「本件DM履歴」という。）が判明した。これらを踏まえ、検察官PがA1の取調べを行った結果、A1は、「3月12日、V方を訪れて封筒を受け取ったことは間違いない。」「荷物を受け取る仕事と聞いていた。詐欺であるとは知らなかった。」などと供述を変遷させた。

検察官Pは、その後も必要な捜査を遂げ、②前記1及び3の各事実が判明したことを踏まえ、A1が詐欺の故意を有していたと判断し、A1を詐欺罪（【別紙】公訴事実の要旨参照）で公判請求した。

- 6 司法警察員K1は、同月12日に本件以外にも前記V方付近で同種被害事案が発生していたことから、A1がそれらの事案にも関与していた疑いがあると考え、A1の公判請求後、任意にA1を取り調べることにし、その旨をA1に告げた。

③起訴後勾留中のA1と接見をした弁護人Bは、A1から、「担当の警察官から別の事件について聞きたいことがあると言われている。こういう場合に取調べに応じなければいけないのか。」「もし、起訴された事件に関しても更に聞かれたらどうすればいいのか。」と相談を受けた。

- 7 弁護人Bは、A1との接見の際、A1から、公訴事実につき、Vから封筒を受け取ったことは間違いないが詐欺であることは知らなかった旨説明を受け、さらに、検察官Pから前記1ないし3の事実に関する各請求証拠等の開示を受けた結果、弁護方針として、詐欺の故意及び共謀を争うことにし、第1回公判期日の冒頭手続において、その旨主張した。

検察官Pは、同公判期日の証拠調べ手続において、④司法警察員K1作成の写真撮影報告書（A1所持のスマートフォン画面に本件DM履歴を表示させ、その画面を撮影した写真が添付されたもの）を、その立証趣旨を「被告人と氏名不詳者の共謀状況」として証拠請求したところ、弁護人Bは「不同意」との証拠意見を述べた。

- 8 前記4と併行し、司法警察員K2は、令和7年3月12日、丙駅の防犯カメラ映像を精査した結果、A1が司法警察員K1から職務質問を受ける前に駅構内のコインロッカーに何らかの物を入れている様子を確認した。そこで、司法警察員K2が、直ちに同コインロッカーに赴いたところ、A2（24歳）が同コインロッカーから本件封筒を取り出す状況を現認した。

そこで、司法警察員K2は、本件封筒を取り出したA2に職務質問したところ、A2が、「SNSで募集していた荷物を運ぶアルバイトを引き受け、知らない人の指示を受けて動いていた。」「この封筒には詐欺でだまし取った現金が入っていることは分かっていた。」などと供述したため、A2をVに対する詐欺の被疑事実で緊急逮捕した。

検察官Pは、⑤司法警察員K2から、A2がVに対する詐欺の共同正犯であるか否かを判断するに当たりどのような点が問題となるか聞かれたため、A2が氏名不詳者から前記コインロッカー一在中の本件封筒を取り出すよう指示を受けた時期について、A1がVから本件封筒を受領した時点との先後関係に留意して解明する必要があると述べた。

【設問1】

検察官Pが、下線部①の捜査を指示した理由を、その時点における証拠関係を踏まえて答えなさい。

【設問2】

下線部②に関し、本件において立証が求められる詐欺の故意の具体的内容に触れた上、【事例】に記載された事実の中から詐欺の故意の認定に積極的に働く事実、消極的に働く事実をそれぞれ摘示し、各事実が詐欺の故意の有無をどのように推認させるかを明らかにしつつ、検察官Pが、公訴を提起するに際し、A1が詐欺の故意を有していたと判断した理由を答えなさい。

【設問3】

下線部③のA1の各相談に対し、弁護士Bは、「余罪の取調べに応じる必要はない。」「起訴された事件に関する取調べに応じるべきではない。」と回答した。弁護士Bがこのように回答した理由をそれぞれ答えなさい。

【設問4】

下線部④に関し、検察官Pが、「当該写真撮影報告書は、本件DM履歴を機械的に撮影した写真を内容とするものであるところ、不同意とした理由につき明らかにされたい。」と述べ、これを受けて裁判官Jは、弁護士Bに不同意の理由について釈明を求めた。

- (1) 前記釈明に対し、弁護士Bは、「当該写真撮影報告書の内容は検察官指摘のとおりであるが、被告人は氏名不詳者との共謀を争っているのであるから、共謀状況という立証趣旨は相当ではない。」旨の意見を述べた。裁判官Jは、弁護士Bの意見を踏まえ、当該写真撮影報告書の証拠の採否に関し、どのような訴訟指揮を行うことが考えられるか答えなさい。
- (2) (1)と異なり、弁護士Bは、裁判官Jの釈明に回答せず不同意の意見を維持した。検察官Pは、下線部④記載の写真撮影報告書の証拠採用を求めるためにどのような訴訟活動を行うべきか答えなさい。

【設問5】

下線部⑤に関し、検察官Pが、A2が氏名不詳者から指示を受けた時期について、A1がVから本件封筒を受領した時点との先後関係に留意して解明する必要があると回答した理由を答えなさい。

【別紙】 公訴事実の要旨

被告人は、氏名不詳者と共謀の上、令和7年3月12日、氏名不詳者が、甲県乙市V方に電話をかけ、V（当時70歳）に対し、電話の相手がVの息子Wの会社関係者であり、Wが現金200万円を至急必要としているので、同人の代わりに行く会社の部下に現金を渡してもらいたい旨を言い、さらに、同日、被告人が、前記V方において、Vに対し、Wの会社の部下になりすまし、Vを、電話の相手がWの会社関係者であり、Wが現金を至急必要としており、被告人がWのために現金を受領する旨誤信させ、よって、その頃、同所において、Vから現金200万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。